

職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程

1 趣旨

近年、職員と児童との間の連絡手段に関わる取扱いは、この規程の定めるところによる。

2 連絡手段に関わる取扱いの原則

- (1) 職員は、児童生徒から携帯電話番号、電子メールアドレス又は通話アプリケーションのアカウント等（以下「電話番号等」という。）の個人情報を取得する際、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこととする。職員が児童・保護者に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とする。
- (2) 職員は、児童生徒又は保護者との間で、第3項で定める電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととする。
- (3) 職員は、不要となった児童・保護者の電話番号等は直ちに削除することとする。

3 連絡手段

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) フェイスブック、ツイッター等のSNS
- (3) LINE等の通話アプリケーション
- (4) その他、教員と生徒との間の個人的連絡を仲介するもの

4 個人情報の取得及び提供に関する事項

- (1) 職員は、児童から電話番号等の個人情報を取得する際は、第5の(1)のアで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 電話番号等を取得する対象は、担任する児童及び担当する児童（通級・児童会等）に限ることとする。
 - イ 児童から取得する情報は、児童の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のアで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要性が生じた場合は、校長の判断によることとする。
- (2) 職員は、児童の保護者の電話番号等の個人情報を取得する場合は、第5の(1)のイで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 電話番号等を取得する対象は、PTA役員、担任する学級の児童の保護者及び担当する児童（通級・児童会等）の保護者に限ることとする。
 - イ 保護者から取得する情報は、保護者の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のイで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要性が生じた場合は、校長の判断によることとする。
- (3) 職員は、児童及び保護者に対して自身の電話番号等を提供する際は、第5の(1)のア及びイで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 児童及び保護者に提供する情報は、職員の携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。
 - イ 電話番号等の情報を提供する対象は、PTA役員並びに担任する学級の児童及び保護者並びに担当する児童（通級・児童会等）の児童及び保護者に限ることとする。
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のア及びイで定める場合を除く。）により個人情報を提供する必要性が生じた場合は、校長の判断によることとする。
- (4) 前号(1)から(3)までにおいて、職員が個人情報を取得又は提供する場合の手続きは、次のとおりとする。

- ア 職員は、様式「児童・保護者及び教職員の電話番号等取得許可・情報提供願」により、児童及び保護者の個人情報の取得又は職員の個人情報の提供の許可を教頭に申し出ることとする。
- イ 職員は、前号アにおいて許可された後、当該児童の保護者又は当該保護者に連絡する。
- なお、職員は、申し出た年度内のみ個人情報取得先一覧及び個人情報提供先一覧を利用できることとする。

5 電話番号等の利用に関する事項

- (1) 職員は、児童又は保護者との間で、メール等による私的な連絡等を行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。
- ア 職員と児童との間の連絡は、授業及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。
- イ 職員と保護者との間の連絡は、児童の生活・学習状況、PTA活動、授業及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。
- ウ 連絡を行う時間帯は、原則、午後6時までとする。
- (2) 職員は、児童又は保護者から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を学年主任又は教頭に報告の上、対応について協議することとする。

6 個人情報等の管理に関する事項

- (1) 教頭は、個人情報取得先一覧及び個人情報提供先一覧を厳重に保管することとする。
- (2) 校長、教頭及び職員は、取得した個人情報を、他者へ公開及び提供しないこととし、また、流出することのないよう安全管理対策を講じることとする。
- (3) 職員は、個人情報流出の可能性がある場合は、直ちに教頭に報告することとする。
- (4) 職員は、不要となった児童及び保護者の電話番号等を、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、教頭に処理が終了したことを報告することとする。

7 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。